別表「指定給水装置工事事業者の指定取消等に対する処分の基準」

	7)11 ?	K 11HÆ	小山小孩	旦-	工争争未有の拍足取消寺に対 9 る処方の基件	1							
違反項目	水道法 根拠条文	関係法令条文		No.	処分事由	処分内容							
		第25条の3 第1項第1号	施行規則 第 21 条	1	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消処分							
		第1項第2号	第 20 条	2	国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消処分							
		第1項第3号イ		3	心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定め るものであることが判明したとき。	指定取消処分							
		第1項第3号口		4	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消処分							
		第1項第3号ハ		5	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は刑の執行を受けることが なくなった 日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消処分							
指定要件違反	第 25 条の 11 第 1 項第 1 号	第1項第3号二	1	6	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消処分							
				7	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。								
				ア	無断通水、メータの不正使用をしたとき。								
		第1項第3号ホ		1	道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。	指定取消処分							
				ゥ	施工上の安全管理を怠り、死傷者を出し又は被害を与えたとき。	1							
		第1項第3号へ		8	法人であって、その役員の内に上記3~7-ウまでのいずれかに該当する者がいることが判明した とき。	指定取消処分							
給水装置工事 主任技術者選			施行規則 第 22 条	9	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消処分							
主任技術 有选 任等義務違反	第1項第2号	第1項	第3項	10	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定取消処分							
			施行規則 第 34 条	11	事業所の名称及び所在地、連絡先等の変更届を提出しないとき。	指定取消処分							
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第 25 条の 7	第 35 条	12	休止届、廃止届、再開届を届出しないとき。	指定取消処分							
			第 34、35 条	13	上記 11、12 について虚偽の届出をしたとき。	指定取消処分							
			施行規則 第 36 条第 1 号	14	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定取消処分							
										第2号	15	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの 工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせる ことがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、かつ、その者に該当 工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	
事業の運営	第 25 条の 11			ア	穿孔資格のない者が施行したとき。								
事業の連呂 基準違反	第1項第4号	第25条の8	第3号	16	局長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定取消処分							
			第5号イ	17	水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定取消処分							
			第5号口	18	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定取消処分							
			第6号	19	指定した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保管しなかったとき。	指定取消処分							
	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		20	給水装置の検査の際、局長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査 に立ち会わせないとき。	指定取消処分							
工事施行に関 する義務違反	第 25 条の 11 第 1 項第 6 号	第 25 条の 10	1	21	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず又は 虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定取消処分							
	第 25 条の 11 第 1 項第 7 号		1	22	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え又は与えるおそれが大きいとき。	指定取消処分							
					•								

※ 処分内容について、各処分事由に関する最も重い処分を示している。

違反調査兼報告書(1)

年 月 日

											1	/ •		
	施工場所													
給水装置の		有者	住所											
	121 1	月 1日	氏 名											
	使于	用者	住所											
			氏名											
の 状		水の		専	/ 14	· 臨	時月		f -44-a	<u> </u>	· 1	144 44	۷.	
況	給		方式		i・直	活 増						槽直		
		栓		有(番)・無	用	途	家 事	事用	業務	5円	
	メ		タ	有(番)・無	7/4	<u> </u>					
		見年			年	月	日	発	見者					
		見の							·	Г				
	調	査年			年	月	月	調	查員					
	ı		依頼人	住	所	<u> </u>								
	当	用都	者又は使 等)	氏	名									
				住	所									
違	事			氏	名									
違反の	者	工事	施行者	指定の	有無	指定	・非指別	定	主任技	術者	()
状況	1			違反彳	亍為;	を施	行した	た						
況			日又	は	期	間	\perp							
	l /a	#. 	جابر ۽ آ											
	垣	皇反の	内容											
				工事依	+古 /	1								
			当条項	上尹似	.粮八									
	(奴	<u>l</u> 分基型	準参照)	工事施	i行者			_						
			算の方											
指導の	法・	内容												
の状況			後の当											
	事者の対応								(てん	末書の:	提出	有•	無)	

違反調査兼報告書(2)

年 月 日 指定年月日 年 指定番号 月 日 事業者名 指定工事事業者 住 所 代表者名 役 員 名 選任中の主任 技術者 発見年月日 発見者 年 日 違反の状況 違反の内容 是正指導の 方法·内容 指導の状況 是正指導後の 当事者の対応

是正通知書

大水工給第 号 甲 月 日

様

大阪市水道局長

あなたは、大阪市指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱の別表に定める処分事由に該当していますので、速やかに是正するよう通知します。

なお、通知にもかかわらず指摘した行為を是正しないときは、次の根拠法令に基づき、指定取消処分に移行しますので、あらかじめご了承ください。

- ・水道法第25条の11第1項
- ・大阪市水道事業給水条例第13条第3項
- ・大阪市指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱第13条第2項
- ・大阪市指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱

記

行為	
根拠規定	
具体的な違反状況	
是正期日	

聴聞通知書

大水工給第 号 年 月 日

様

大阪市水道局長

行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行うので通知します。

予定される不利益処分 の内容及び根拠となる 法令の条項	
不利益処分の 原因となる事実	
聴聞の期日	年 月 日()午前・午後 時 分
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称 所在地及び電話番号	

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 注1 代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞の期日までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。
 - 2 出頭の際には、この通知書を持参してください。

聴 聞調書

年 月 日

主宰者の職及び氏名

聴聞の件名	
聴聞の期日	年 月 日()午前·午後 時 分~午前·午後 時 分
聴聞の場所	
出頭した当事者の 住所及び氏名 代理人・補佐人の 住所及び氏名	
出頭した参加人の 住所及び氏名 代理人・補佐人の 住所及び氏名	
出頭しなかった 当事者等の住所 及び氏名並びに 正当な理由の有無	
出頭した行政庁の 職員の職及び氏名	
当事者等の 陳述の要旨	別紙1記載のとおり
行政庁の職員の 陳述の要旨	別紙2記載のとおり
提出された 証拠書類又は 証拠物の標目	
その他参考と なるべき事項	

别 	紙	1	 当	事	者	等	の陳	述	の	要	口田	

別	紙	2		行	政	庁	の職	員	の陳	述	の要	NIII.	

様式第6号

報 告 書

年 月 日

大阪市水道局長 様

主宰者の職及び氏名	

聴聞を終結しましたので、行政手続法第24条第3項の規定に基づき、次のとおり、報告します。

聴聞の件名	
当事者等の氏名	
	当事者等の主張
主宰者の意見 及びその理由	別紙記載のとおり

別 紙

主宰者の意見及びその理由

理由	

様式第7号 大水工給第 号 年 月 日

様

大阪市水道局長

指定取消通知書

水道法第 25 条の 11 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 氏名又は名称
- 2 指 定 番 号
- 3 指 定 取 消 日
- 4 指定取消しの理由
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3箇月以内に、大阪市水道局長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表するものは大阪市水道局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査 請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であって も審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がありま す。

> 担当 〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 大阪市水道局工務部給水課 氏名

> > 電話番号 06-6616-5480 FAX 番号 06-6616-5489